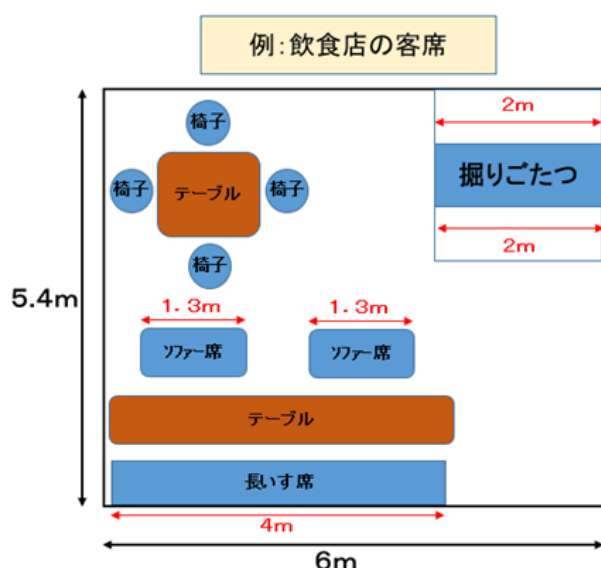


1-2 収容人員の算定

- 1 収容人員の算定については、規則第1条の3に基づき算出する。
- 2 規則第1条の3第1項の用語等の運用は、次によるものとする。
 - (1) 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。
 - (2) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造（掘りごたつを含む。）のものをいい、ロビー等に置かれるソファー等で常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動できないものをいう。
 - (3) 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分を用いる。
 - (4) 長いいす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いいすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとする。
- 3 収容人員の算出についての共通事項
 - (1) 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における最大勤務者数とする。
 - (2) 交代制勤務の場合の従業員の数は、通常の勤務時間帯における最大勤務者数とする。（勤務交代のために従業員が一時的に重複する場合は、重複従業員を加算しない。）ただし、交代後においても引き続き勤務する形態にあつては、これを加算する。
 - (3) 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。
 - (4) 廊下、階段及び便所は、収容人員の算定対象としない。
 - (5) 事務所の打合せスペース・飲食店の客席等、同一場所における人員算定について、単位面積当たりで除した人員と席数で算出した人員の大なる方の人員とする。



収容人員の計算

客席部分の面積=32.4㎡ …①

椅子席	4席	} …②
ソファ席	1.3m×2	
掘りごたつ席	2m×2	
長いす席	4m	

①による計算
 $32.4\text{㎡}/3\text{㎡}=10.8 \rightarrow 10\text{人}$

②による計算

椅子席	4席=4人
ソファ席	1.3m/0.5m→2人×2個=4人
掘りごたつ席	2m/0.5m→4人×2個=8人
長いす席	4m/0.5m=8人
計	4人+4人+8人+8人=24人

①<②により、24人と判定

4 防火対象物の区分ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の縦(横)通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まない。

イ 立見席を設ける部分が2以上ある場合の「客席の部分ごとに」とは、それぞれの部分ごとに床面積を0.2㎡で除して得た数を合算するものとし、その合計に端数が生じたときは端数を切捨てる。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

(ア) ボーリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 麻雀は、1台につき4人とする。

(エ) カラオケボックスは固定いす席の数とする。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定する。なお、固定式いす席等により遊技人員が明確にできるものについては、その数とする。

- (カ) ゲーム機械は、機械を使用して遊技を行うことができる者の数とする。
- イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として扱わないこと。
- (3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物
- ア 外商関係者は、長期的にみて、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として扱う。
- イ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室及び商品置場等は含まない。
- (4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物
- ア ダブルベット又は2段ベットについては、ベット数を2として算定する。
- イ ユースホテル又は簡易宿泊所は「簡易宿所」として取扱う。
- ウ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。
- エ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。
ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。
- オ 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まないものとし、畳の部分に限定する。
- カ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で確執が3㎡未満である場合には各室を1として算定する。
- (5) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物
- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものとする。
- イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベットの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用

状態による収容患者数に対応する数とする。

ウ 患者又は見舞い客等が利用する食堂等がある場合は、待合室の例により算定する。

エ 婦人科病院の場合にあっては、未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベットも病床の数に含まれる。

(6) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大収容人員とする。

ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算する。

ただし、当該建物における教職員の数及び幼児・児童又は生徒の数とを合算して算定した数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(7) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれない。ただし、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するものは、その浴室部分をいうものとする。

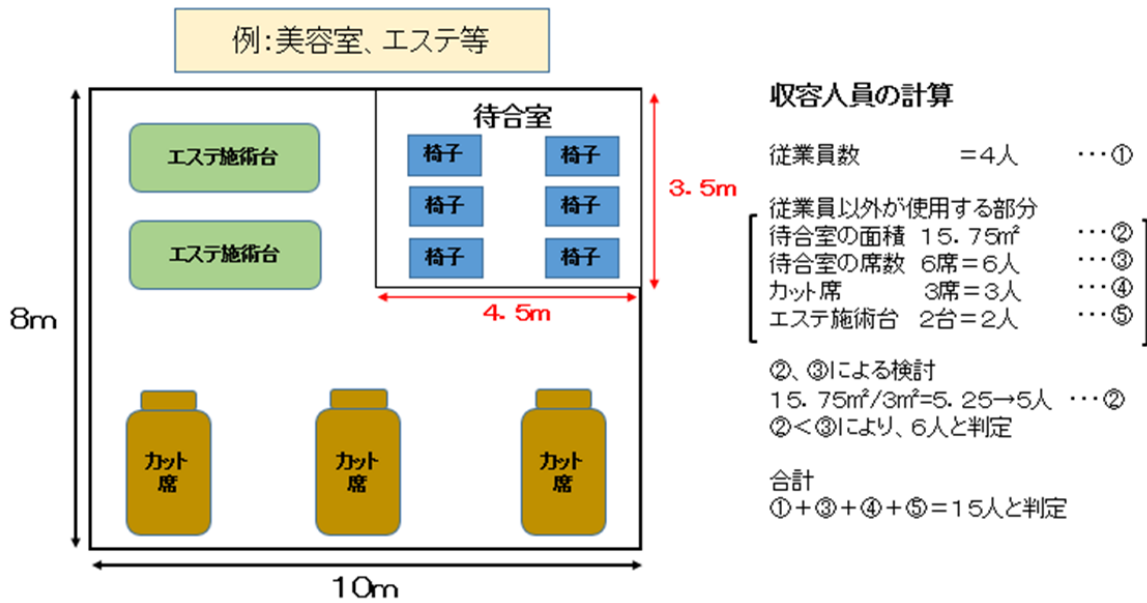
イ 「休憩の用に供する部分」とは、浴場、脱衣所、マッサージ室以外の部分で、主に客が利用する部分をいう。

(8) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業員には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業員を含める。

(9) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

美容室、エステ等の収容人員算定については、待合室の単位面積当たりで除した人員と席数で算出した人員の大なる方の人員、及び、容易に移動できない施術台・カット等の席数を合算した人員とする。



5 消防同意時の共同住宅における共同住宅等の収容人員の算定について

共同住宅等の収容人員の算定は消防法令で居住者数とされているが、建築確認時に居住者数が不明の場合は、次の表により算定し、必要な消防用設備等を設置するものとする。

住 戸 の 型	算定居住者数 (人)
1 K、1 D K、1 L D K、2 D K	2
2 L D K、3 D K	3
3 L D K、4 D K	4
4 L D K、5 D K	5

※1 以降1室増すごとに1人増加する。

※2 単身者専用の住戸は、1人と算定する。